

## 市町村からの質疑事項等について

## &lt; 質疑事項（障害者虐待に係る法的な疑義等） &gt;

## 《質疑①》障害者虐待防止（養護者虐待）

障害者の金銭を親族が管理しているが金銭の支出を明示せず、本人が不信任を持ち、自分で管理したいと主張している場合、市がどこまで親族に対して踏み込んだ対応ができるのか。本人の金銭管理を本人の意思を無視して親族が管理することに法的問題はないのか、教えていただきたいです。（豊橋市）

## 《本県からの意見等①》

障害のあるなしにかかわらず、財産をもちそれを自由に使う権利は公共の福祉に反しない限り財産権として憲法上保障されている（憲法29条）。「本人の金銭管理を本人の意思を無視して親族が管理すること」は、憲法で保障された財産権を侵害することになりかねない。このため、親族であっても、本人がどのように金銭を使用したいかの意向をよく聞き取り、本人の意向をどうすれば実現できるかを検討する、意思決定支援を行うことが重要であるし、親族が管理している金銭の用途については本人の意向に沿っているかを確認し本人の求めがあれば本人に報告するよう努める必要がある。福祉関係者など親族以外の支援者がいる場合には、支援者からも意見を聞き取って、本人の意向を把握するよう心掛けるべきである。

なお、金銭の支出を明示していないということから、仮に親族が本人の金銭を無断で私用していることが疑われるのであれば、その用途を調査し、無断私用が認められる場合には金銭搾取として経済的虐待や不当利得にあたる可能性がある。

## 《質疑②》障害者虐待防止（養護者虐待）

障害者本人が所有する住宅に親族も住んでいて、関係悪化（親族からの心理的虐待、ネグレクトの疑いもあり）のため本人が親族に家から出て行って欲しいと伝えるも拒否されている場合、親族に家から出て行ってもらう手法はあるのか、法的な手続きにより可能なか教えていただきたいです。（豊橋市）

## 《本県からの意見等②》

内容証明郵便による明渡し催告、それにも応じなければ、明渡しの訴訟を提起し判決を取得して強制執行を行う方法によることが考えられる。より穏当な方法としては、親族関係調整の調停を家庭裁判所に申し立て、同居にあたってのルールや、自宅を明け渡すことについての話し合いを調停委員に調整してもらうことが考えられる。

## 《質疑③》障害者虐待防止（養護者虐待）

10年ほど前の写真に写っていた痣について、養護者による虐待通報を受けました。被虐待者はその当時は他市在住であり、その市へも虐待通報がされ、対応がなされています。今回、被虐待者が本市へ転居していたことから、本市へ虐待通報があったものですが、他市で対応済みと思われる通報内容に対し、本市が改めて対応する必要がありますか。ご教授いただければ幸いです。（豊川市）

## 《本県からの意見等③》

現在まで継続して通報があったということであれば、調査を継続する必要がある。一方で、調査は終了しており、支援に移行しているのであれば、適切な支援が行われるよう、本人や周囲からの聞き取り等により本人の状況確認に努める必要がある。

## 《質疑④》障害者虐待防止（施設従事者虐待）

GH で心理的虐待の疑いがあり調査をしましたが、客観的事実が確認できなかったため虐待認定ともしませんでした。

事業所側は「虐待認定とならず（事業所の対応について）市から正当性が認められた」と関係者に話していると関係機関から聞き取ったため、事業所の対応が適切ではないと考え、個人情報保護等の観点からむやみに言わないよう指導をしましたが、他になにか罰則や抵触する法律などあれば教えていただきたいです。（一宮市）

## 《本県からの意見等④》

質問への回答としては若干ずれるが、今回のケースとしては虐待認定できなかったとしても、事業所に改善を求める事項や調査結果として通知すべき事項があるのであれば、その観点から事業所に通知する必要がある。

<質疑事項（障害者虐待防止や差別解消の実務上の疑義等）>

《質疑⑤》障害者虐待防止（養護者虐待）

夫婦間トラブルに関する対応について。夫婦不和から精神的不調を来してメンタルクリニックを受診するようになった方から、不調の要因となった配偶者の言動は、養護者からの虐待にあたるとして通報を受けました。このようなケースは障害者虐待の要件を満たすものなのか、もし虐待ケースとして対応する場合は、どのような対応が想定されますか。（豊川市）

《本県からの意見等⑤》

同居している夫婦で、一方が障害のある方を現に日常的に養護しており、また配偶者の言動が心理的虐待と判断できる場合、養護者による障害者虐待の構成要件を満たすと考えられます。

このケースも、養護者虐待が疑われるのであれば、コアメンバー会議で何をどこまで対応するか方針を明確にして、対応をしていけばよいと思います。

《質疑⑥》障害者虐待防止（養護者虐待）

養護者による虐待の通報を受けた場合、事実確認のため被害者や加害者、又はその家族から聞き取りを実施するが、聞き取り調査に応じていただけない場合、どのように対応すべきか。聞き取り調査を行うことで、障害者の家庭環境を悪化させる可能性がある場合でも対応は同様のものとなるのか。（安城市）

《本県からの意見等⑥》

聞き取りに応じていただけない場合の対応については、ケースバイケースだとは思いますが、どこまで踏み込んだ対応をとるのか、最小限の対応に留めて、見守り等で状況を確認していくのか、コアメンバー会議等の中で虐待防止センターとしての方針を決めていく必要があります。一律に同じ対応をとる必要はないと思います。

ただ、聞き取りに応じていただけないからといって、そこで対応を終了させていい理由にはなりません。第一に優先されるべきは被虐待者の安全が確保されていることです。この前提の担保なしに、関係が悪化するかもしれないからと言って消極的な対応をとることは難しいと考えられます。

※この件について、うちの虐待防止センターではこんな風に対応をしているというご意見があれば伺ってみたいと思います。

《質疑⑦》障害者虐待防止（施設従事者虐待）

数年前に死亡した障害者に対する虐待通報で、当時の状況を知りえる者が少数しかいない場合、調査としてどの程度行うことが適切なのか。（当該事案は、施設の現状についても虐待通報があったため、現状の調査の一環で過去の事案も聞き取りした結果、事実確認はできなかった）（稲沢市）

《本県からの意見等⑦》

聞き取り調査を行った結果として、当時の事実確認ができなかったということですので、他に調査する方法がないのであれば、過去の事案に関してはそれ以上の対応は困難ではないかと考えます。（もちろん、もっと掘り下げて調査することを妨げるものではありません。）

一方で、現在起こっている虐待通報については、過去にそのような出来事があったかもしれないという視点を持って、調査することが求められるのではないのでしょうか。

<その他（障害者虐待防止や差別解消に係る報告事項等）>

《質疑⑧》障害者差別解消

差別解消の相談件数が少ないことから、相談窓口の周知に力を入れていく必要性を感じています。他市町村で、相談件数の増加につながった周知活動などの事例があれば教えていただきたいです。（豊橋市）

《本県からの意見等⑧》

他市町村の取組について意見交換をしてみましょう。